

第 12 次最低工賃新設・改正計画方針

1 改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、必ず最低工賃新設・改正計画に従い、原則として 3 年をめぐりに実態を把握し、改正を行うことを目標とした見直しを行うこと。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。

(2) 実態調査について

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の 8 時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとする。

(3) 改正諮問の見送り

最低工賃新設・改正計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃についての改正諮問の見送りを行うこと。

2 新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- ① 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- ② 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- ③ 他地域との関連性が強い業種

3 廃止について

適用家内労働者が 100 人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2 つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合も含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。